

# 大刀洗町不良空家等除却補助金交付事業

町民の生活環境の保全を図るため、不良空き家等を除却しようとする者に対して、補助金を交付します。

**補助金額**：不良空き家等の除却費用の 1/2 の額（上限 75 万円）

• **不良空き家等**

木造もしくは軽量鉄骨造で、**不良度評点が 100 点以上に相当する空き家**（別表 1）

• **申請者** 不良空き家等の所有者または所有者の相続関係者

• **補助対象** ※①～⑤すべて該当するもの

- ① 町内の工事施工者（町内に本店、支店等の事業所を有する工事施工者、または町内の個人工事施工者）が除却工事を行うもの。
- ② 所有権以外の権利が設定されていない建築物であること。
- ③ 国、地方公共団体、独立行政法人またはその他の法人が所有権等を有していない建築物であること。
- ④ 公共事業に伴う移転、建替えその他の補償の対象となっていない建築物。
- ⑤ 所有者が暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でない建築物。

**【注意事項】** 1 月末までに完了報告書が提出できる工事が補助対象となります。

申請前に、すでに解体工事に着手している場合は、補助対象となりません。

◆手続きの流れ◆（別紙、事業の流れ）

1 事前相談について

- 申請前に、必ず生活環境係に相談を行ってください。  
事前相談は、随時受付【平日 月～金 8:30～17:15】
- 事前相談後、町が現地調査を行い、補助対象の可否を決定します。



2 申請について

- 町から調査結果の通知が届き、補助対象となった場合、申請を行う。  
※申請に必要な書類が不足している場合は、受付ができませんので、ご注意ください。



**問合せ先** 大刀洗町 住民課 生活環境係

〒830-1298 三井郡大刀洗町大字富多 819 TEL 0942-77-2141 FAX 0942-77-3063